平成２４年（フ）第５３１号
さいたま市北区日進町１丁目217番地９　マルベリー201、旧住所さいたま市南区曲本２丁目４番19―205号
債務者　横井　美幸（旧姓森）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５３２号
さいたま市北区日進町１丁目217番地９　マルベリー201、旧住所さいたま市南区曲本２丁目４番19―205号
債務者　横井さた子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５５６号
埼玉県桶川市北１丁目23番16号　桶川スカイマンション102号
債務者　近野　淳子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
埼玉県吉川市新栄２丁目12番地４　コーポセイワ102号、旧住所埼玉県吉川市きよみ野４丁目１番地２　ゼファーきよみ野グリーンアヴェニューＢ―310
債務者　佐藤　正信
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
埼玉県吉川市きよみ野４丁目１番地２　ゼファーきよみ野グリーンアヴェニューＢ―310
債務者　小林裕見子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
埼玉県草加市柳島町254番地１　県営草加柳島団地１―104号
債務者　國府田公明
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
埼玉県越谷市蒲生３丁目13番16号
債務者　古橋　昭二
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
埼玉県ふじみ野市清見２丁目３番地11　新井荘101、前住所埼玉県ふじみ野市駒林824番地３
債務者　吉川　廣吉
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０１号
埼玉県所沢市大字山口1440番地の１　久保田ビル203
債務者　清水　郷子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２４３号
長野県伊那市高遠町藤澤190番地１、破産手続申立時の住所埼玉県日高市武蔵台２丁目18番６号
債務者　鈴木　淳子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２８０号
埼玉県ふじみ野市丸山４番19号
債務者　池田　輝男
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２８号
埼玉県羽生市南５丁目11番地21　コバヤシアパート①
債務者　小西　清一
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５５号
静岡県伊東市八幡野1186番地の22　ボナール矢舟103号
債務者　三上　正行（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
静岡県駿東郡長泉町上土狩58―１メゾン長泉102号、前住所静岡県駿東郡長泉町上土狩43番地の16
債務者　髙橋　裕策
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
静岡県沼津市岡宮443番地城北ハイツ102
債務者　河村　　武
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
静岡県沼津市我入道江川23番地、前住所静岡県沼津市下香貫林ノ下1995番地の１　エステートピア林の下106号室
債務者　山崎冨士子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係